提出する意見書または資料の取扱いについて

年　　月　　日

　滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　このたび、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に提出する意見書または資料を滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例第19条第１項または第２項の規定に基づき送付し、または閲覧に供することは、

　□　差支えがない。

　□　適当ではない。

　　（適当ではない理由）